「指定訪問介護」 重要事項説明書

あなた(又はあなたの家族)が利用しようと考えている指定訪問介護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「大阪市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び 運営に関する基準等を定める条例(平成25年大阪市条例第26号)」の規定に基づき、 指定訪問介護サービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するも のです。

1 指定訪問介護サービスを提供する事業者について

事業者名称	有限会社 あいあいサポートセンター			
代表者氏名	取締役 比留川 亜希代			
· · · · · · · · · · · · · · · · · ·	大阪府大阪市城東区今福西六丁目 2 番 33 号 06-6180-2266			
法人設立年月日 平成 17 年 7 月 19 日				

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	きしゃぽっぽ					
介護保険指定事業所番号	第 2774401406 号 (平成 17 年 9 月 1 日指定)					
事業所所在地	大阪府大阪市城東区今福西六丁目 2 番 33 号					
連 絡 先	06-6180-2266					
相談担当者名	亀田 阿八子					
事業所の通常の	城東区・都島区・旭区・鶴見区					
事業の実施地域						

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	有限会社あいあいサポートセンターが設置する、きしゃぽっぽ(以下「事業所」という。)において実施する指定訪問介護事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、要介護状態にある利用者に対し、指定訪問介護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問介護の提供を確保することを目的とする。
運営の方針	 1 事業所が実施する事業は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して、身体介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。 2 事業の実施に当たっては、必要な時に必要な訪問介護の提供ができるよう努めるものとする。 3 事業の実施に当たっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行い、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。 4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。 5 前4項のほか、「大阪市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運

営に関する基準等を定める条例」(平成25年3月4日大阪市条例第26号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営	業	日	月~金(但し、国民の祝日、12月30日~1月3日を除く)			
営	業時	間	午前9時~午後6時			

(4)サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	365日
サービス提供時間	2 4 時間

(5) 事業所の職員体制

管理者	亀田 阿八子

職		人員数
管理者	1 従業者及び業務の管理を、一元的に行います。 2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常 勤 1名
サービス提供責任者	 指定訪問介護の利用の申込みに係る調整を行います。 訪問介護計画の作成並びに利用者等への説明を行い同意を得ます。 利用者へ訪問介護計画を交付します。 指定訪問介護の実施状況の把握及び訪問介護計画の変更を行います。 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握します。 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。 訪問介護員等に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達します。 訪問介護員等の業務の実施状況を把握します。 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施します。 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施します。 その他サービス内容の管理について必要な業務を実施します。 	常 勤 1名
訪問介護員	 1 訪問介護計画に基づき、日常生活を営むのに必要な指定訪問介護のサービスを提供します。 2 サービス提供責任者が行う研修、技術指導等を受けることで介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービス提供します。 3 サービス提供後、利用者の心身の状況等について、サービス提供を表にいます。 	常 勤 名 非常勤 5 名 以上
	責任者に報告を行います。 4 サービス提供責任者から、利用者の状況についての情報伝達を受けます。	

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類		サ ー ビ ス の 内 容					
訪問	介護計画の作成	利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画 (ケアプラン)に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセ スメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を 定めた訪問介護計画を作成します。					
	食事介助	食事の介助を行います。					
	入浴介助	入浴(全身浴・部分浴)の介助や清拭(身体を拭く)、洗髪など を行います。					
	排泄介助	排泄の介助、おむつ交換を行います。					
	医師の指示に基づき、適切な栄養量及び内容を有 特段の専門的配慮 をもって行う調理 をもって行う調理 のための濃厚流動食及び特別な場合の検査食(び軟食を除く))の調理を行います。						
	更衣介助	上着、下着の更衣の介助を行います。					
	身体整容	日常的な行為としての身体整容を行います。					
	体位変換	床ずれ予防のための、体位変換を行います。					
身	移動·移乗介助	室内の移動、車いす等へ移乗の介助を行います。					
7	服薬介助	配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。					
体	起床・就寝介助	ベッドへの誘導、ベッドからの起き上がりの介助を行います。					
介護		○ 利用者と一緒に手助けしながら行う調理(安全確認の声かけ、疲労の確認を含む。)を行います。 ○ 入浴、更衣等の見守り(必要に応じて行う介助、転倒予防のための声かけ、気分の確認などを含む。)を行いま					
	自立生活支援のた めの見守り的援助	す。 〇ベッドの出入り時など自立を促すための声かけ(声かけや見守り中心で必要な時だけ介助)を行います。 〇排泄等の際の移動時、転倒しないように側について歩きます。(介護は必要時だけで、事故がないように常に見守る。) 〇車いすでの移動介助を行って店に行き、利用者が自ら品物を選べるよう援助します。 〇洗濯物をいっしょに干したりたたんだりすることにより自立支援を促すとともに、転倒予防等のための見守り・声かけを行います。 〇認知症高齢者の方と一緒に冷蔵庫の中の整理を行い、生活歴の喚起を促します。					
	買物	利用者の日常生活に必要な物品の買い物を行います。					
生 活	調理	利用者の食事の用意を行います。					
生活援助	掃除	利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。					
則	洗濯	利用者の衣類等の洗濯を行います。					

(2) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

① 医療行為

- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ⑤ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供(大掃除、庭掃除など)
- ⑥ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑦ 身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑧ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)について

	サービス提供時間数			20 分以上 30 分未満 (単位数 244)		30 分以上 1 時間未満 (単位数 387)		1 時間以上 30 分を 増すごと (単位数 567+82)	
区分	サービス提供時間常	利用料	利用者 負担額 (1割)	利用料	利用者 負担額 (1割)	利用料	利用者 負担額 (1 割)	利用料	利用者 負担額 (1 割)
	昼間 (午前 8 時 ~ 午後 6 時)	1, 812円	182 円	2, 713円	272 円	4, 303 円	431 Ħ	6,305 円こ 911 円を加算	631 州こ 92 州を 加算
身体介護	早朝 (午前 6 時 ~ 午前 8 時) 夜間 (午後 6 時~ 午後 10 時)	2, 268 円	227 円	3, 391 円	340 円	5, 382 円	539 ∄	7, 884 円こ 1, 145 円を 加算	789 円に 115 円を 加算
	深夜 (午後 10 時 ~ 午前 6 時)	2, 724 円	273 円	4, 069 円	407 円	6, 460 円	646 ∄	9, 463 円こ 1, 367 円を 加算	947 刊に 137 円を 加算

身体介護に引続き生活援助を行った場合

所要時間が20分から起算して25分を増すごとに、65単位(195単位を限度とする)を加算した単位数を算定する。

	サービス提供 ・			20 分以上 45 分未満 (単位数 179)		45 分以上 (単位数 220)	
生活援助	昼間			1, 990 円	199 円	2, 446 円	245 🖰
節	早朝・夜間			2, 490円	249 円	3, 058 円	306 円
	深夜			2, 991 円	300 円	3, 669 円	367 円

- ※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び 訪問介護計画に位置付けられた時間数(計画時間数)によるものとします。なお、計画時間 数とサービス提供時間数が大幅に異なる場合は、利用者の同意を得て、居宅サービス計画の 変更の援助を行うとともに訪問介護計画の見直しを行います。
- ※ 利用者の心身の状況等により、1人の訪問介護員よるサービス提供が困難であると認められる場合で、利用者の同意を得て2人の訪問介護員によるサービス提供を行ったときは、上記金額の2倍になります。
- ※ サービス提供責任者に介護職員初任者研修課程修了者(ヘルパー2級課程修了者)を配置する 事業所は、上記金額の70/100となります。
- ※ 当事業所と同一建物若しくは同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物に居住する利用者 又は当事業所における一月当たりの利用者が 20 人以上居住する建物の利用者にサービス提 供を行った場合は、上記金額の 90/100 となります。

同一の敷地内若しくは隣接する建物とは、当該事業所と構造上、外形上、一体的な建築物及 び同一敷地内並びに隣接する敷地にある建築物のうち効率的なサービス提供が可能なものを 言います。

同一の建物に 20 人以上居住する建物とは、前記に該当するもの以外で当事業所の利用者が 20 人以上居住する建物を言います。

(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅に限る。)

	★2 加 算	利用料	利用者 負担額	算 定 回 数 等
	特定事業所加算	(I)所定単位数 の 20/100	左記の1割	1回当たり
要	緊急時訪問介護加算	1, 112 円	112 🖺	1回の要請に対して1回
護	初 回 加 算	2, 224 円	223 🖺	初回のみ
要介護度による区分なし	介護職員等処遇改善加算	(I)所定単位数 の 245/1000	左記の 1 割	基本サービス費に各種加算 減算を加えた総単位数(所定 単位数)

- ※ 特定事業所加算は、サービスの質の高い事業所を積極的に評価する観点から、人材や質の 確保、介護職員の活動環境の整備、重度要介護者への対応などを行っている事業所に認め られる加算です。
- ※ 緊急時訪問介護加算は、利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者が 介護支援専門員と連携を図り、介護支援専門員が必要と認めたときに、訪問介護員等が居 宅サービス計画にない指定訪問介護(身体介護)を行った場合に加算します。
- ※ 初回加算は、新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した指定訪問介 護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら指定訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員 等が指定訪問介護を行う際に同行訪問した場合に加算します。
- ※ 介護職員処遇改善加算は、介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取 組みを行う事業所に認められる加算です。
 - ◎1 単位を 11.12 円として計算しています。
- ※ (利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合)上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市区町村に居宅介護サービス費の支給(利用者負担額を除く)申請を行ってください。

◇ 保険給付として不適切な事例への対応について

- (1) 次に掲げるように、保険給付として適切な範囲を逸脱していると考えられるサービス提供を求められた場合は、サービス提供をお断りする場合があります。
 - ① 「直接本人の援助」に該当しない行為

主として家族の利便に供する行為又は家族が行うことが適当であると判断される行為

- ・ 利用者以外のものに係る洗濯、調理、買い物、布団干し
- 主として利用者が使用する居室等以外の掃除
- 来客の応接(お茶、食事の手配等)
- ・ 自家用車の洗車・清掃 等
- ② 「日常生活の援助」に該当しない行為

訪問介護員が行わなくても日常生活を営むのに支障が生じないと判断される行為

- 草むしり
- 花木の水やり

・ 犬の散歩等ペットの世話 等

日常的に行われる家事の範囲を超える行為

- 家具・電気器具等の移動、修繕、模様替え
- 大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスがけ
- 室内外家屋の修理、ペンキ塗り
- ・ 植木の剪定等の園芸
- ・ 正月、節句等のために特別な手間をかけて行う調理 等
- (2) 保険給付の範囲外のサービス利用をご希望される場合は、居宅介護支援事業者又は市区町村に連絡した上で、ご希望内容に応じて、配食サービス等の生活支援サービス、特定非営利活動法人(NPO法人)などの住民参加型福祉サービス、ボランティアなどの活用のための助言を行います。
- (3) 上記におけるサービスのご利用をなさらず、当事業所におけるサービスをご希望される場合は、別途契約に基づく介護保険外のサービスとして、利用者の全額自己負担によってサービスを提供することは可能です。なおその場合は、居宅サービス計画の策定段階における利用者の同意が必要となることから、居宅介護支援事業者に連絡し、居宅サービス計画の変更の援助を行います。

4 その他の費用について

① 交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、移動に要した交 通費の実費(公共交通機関等の交通費)を請求いたします。					
	サービスの利用をキャンセルされる いた時間に応じて、下記によりキャ					
② キャンセル料	利用予定日の前日までのご連絡の 場合		キャンセル料は不要です			
	利用予定日の前日までにご連絡の		キャンセル料1000円を請求			
	ない場合		いたします。			
※ただし、利用者の痕	「状の急変や急な入院等の 場	合には、	キャンセル料は請求いたしません。			
=	4たり必要となる利用者の 気、ガス、水道の費用	利用者の別途負担となります。				
④ 通院・外出介助にお 交通機関等の交通	おける訪問介護員等の公共 費	実費相当	台を請求いたします。			

5 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合) その他の費用の請求及び支払い方法について

- ① 利用料、利用者負担額 (介護保険を適用する 場合)、その他の費用の 請求方法等
- ア 利用料利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその 他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの 合計金額により請求いたします。
- イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 10 日までに利用者あてにお届け(郵送)します。

② 利用料、利用者負担額 (介護保険を適用する 場合)、その他の費用の 支払い方法等

- ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用 者控えと内容を照合のうえ、請求月の20日までに、下記 のいずれかの方法によりお支払い下さい。
 - (ア)事業者指定口座への振り込み
 - (イ)現金支払い
- イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いします。(医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。)
- ※ 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から3月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6 サービスの提供に当たって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が 行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていな い等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利 用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助 を行います。
- (3) 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画(ケアプラン)」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、指定訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した「訪問介護計画」を作成します。なお、作成した「訪問介護計画」は、利用者又は家族にその内容の説明を行い、同意を得た上で交付いたしますので、ご確認いただくようお願いします。
- (4) サービス提供は「訪問介護計画」に基づいて行います。なお、「訪問介護計画」は、利用者 等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- (5) 訪問介護員等に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行います。実際の提供に当たっては、利用者の心身の状況や意向に充分な配慮を行います。

7 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を 講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 亀田 阿八子
虐待防止に関する担当者	藤田 優樹

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を設立します。

- (6) 虐待防止のための指針を作成します。
- 8 秘密の保持と個人情報の保護について

	ア 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報
	の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した
	「医療・介護関係事業者における個人情報の適切
	な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切
	な取扱いに努めるものとします。
	イ 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」
	という。)は、サービス提供をする上で知り得た
① 利用者及びその家族に関する秘	利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第
密の保持について	三者に漏らしません。
	ウ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供
	契約が終了した後においても継続します。
	エ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又は
	その家族の秘密を保持させるため、従業者である
	期間及び従業者でなくなった後においても、その
	秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の
	内容とします。
	ア 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限
	り、サービス担当者会議等において、利用者の個
	人情報を用いません。また、利用者の家族の個人
	情報についても、予め文書で同意を得ない限り、
	サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情
	報を用いません。
	イ事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報
	が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記
② 個人情報の保護について	録を含む。)については、善良な管理者の注意を
e in this programme is	もって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩
	を防止するものとします。
	ウ 事業者が管理する情報については、利用者の求め
	に応じてその内容を開示することとし、開示の結
	果、情報の訂正、追加又は削除を求められた場合
	は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要
	な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に
	となります。)
	果、情報の訂正、追加又は削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担

9 緊急時の対応について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の 医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡 します。

10 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市区町村、利用者の家族、 利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	株式会社 損害保険ジャパン
保険名	ウォームハート
補償の概要	身体事故、財物事故、人格権侵害に対する慰謝料、居宅介護支援に起因する 経済的損失

11 身分証携行義務

訪問介護員等は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又は利用者の家族から提示を 求められた時は、いつでも身分証を提示します。

12 心身の状況の把握

指定訪問介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

13 居宅介護支援事業者等との連携

- (1) 指定訪問介護の提供に当たり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービス又は福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- (2) サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問介護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- (3) サービスの内容が変更された場合又はサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面又はその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

14 サービス提供の記録

- (1) 指定訪問介護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容等について記録を行い、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また、利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
- (2) 上記のサービス提供記録は、サービスの提供の日から5年間保存します。
- (3) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

15 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。
- (2) 感染症及び災害に係る研修を定期的(年1回以上)に行います。
- (3) 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施します。

16 衛生管理等

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設立します。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を作成します。
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施します。
- (4) 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (5) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

17 指定訪問介護サービス内容の見積もりについて

- このサービス内容の見積もりは、あなたの居宅サービス計画に沿って、事前にお伺いした 日常生活の状況や利用の意向に基づき作成したものです。
- (1) サービス提供責任者(訪問介護計画を作成する者)

氏 名 (連絡先:)

(2) 提供予定の指定訪問介護の内容と利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)

(2)	2					
曜日	訪問時間帯	サービス 区分・種類	サービス内容	介護保険 適用の有無	利用料	利用者 負担額
月						
火						
水						
木						
金						
土						
日						
	1週当たりの利用料、利用者負担額(見積もり)合計額 円 円					円

(3) その他の費用

① 交通費の有無	重要事項説明書4一①記載のとおりです。
③ キャンセル料	重要事項説明書4-②記載のとおりです。
③ サービス提供に当たり必要となる利用者 の居宅で使用する電気、ガス、水道の費用	重要事項説明書4一③記載のとおりです。
④ 通院・外出介助における訪問介護員等の 公共交通機関等の交通費	重要事項説明書4一④記載のとおりです。

(4) 1ヶ月当たりのお支払い額(利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)とその 他の費用の合計)の目安

お支払い額の目安	

- ※ ここに記載した金額は、この見積もりによる概算のものです。実際のお支払いは、サービス 内容の組み合わせ、ご利用状況などにより変動します。
- ※ この見積もりの有効期限は、説明の日から1ヶ月以内とします。
- 18 サービス提供に関する相談、苦情について
 - (1) 苦情処理の体制及び手順
 - ① 提供した指定訪問介護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)
 - ② 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
 - ◎苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため、必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行い、事実関係の特定を行います。
 - ◎相談担当者は、把握した状況を記録するとともに管理者等と検討を行い、当面及び今後の対応を検討します。

◎検討した対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用 者へは、対応方法を含めた結果を報告します。

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 苦情受付窓口 (担当者) 比留川 亜希代	(所 在 地)大阪市城東区今福西 6-2-33 (電話番号)06-6180-2266 (受付時間)月~金(祝日を除く) 9 時~ 1 8 時
【区役所(保険者)の窓口】 城東区役所 保健福祉担当	(所 在 地)大阪市城東区中央 3-5-45 (電話番号)06-6930-9859 (受付時間) 9時~17時
都島区役所 保健福祉担当	(所 在 地)大阪市都島区中野町 2-16-20 (電話番号)06-6882-9859 (受付時間) 9時~17時
旭区役所 保健福祉担当	(所 在 地)大阪市旭区大宮 1-1-17 (電話番号)06-6957-9859 (受付時間) 9時~17時
鶴見区役所 保健福祉担当	(所 在 地)大阪市鶴見区横堤 5-4-19 (電話番号)06-6915-9859 (受付時間) 9時~17時
【市役所の窓口】 大阪市福祉局高齢施策部介護保険課 (指定・指導グループ)	大阪市中央区船場中央3丁目1番7-331 電話:06-6241-6310 FAX:06-6241-6608 受付時間:9:00~17:30
【公的団体の窓口】 大阪府国民健康保険団体連合会	(所 在 地)大阪市中央区常磐町 1-3-8 (電話番号)06-6949-5446 (受付時間) 9時~17時

19 第三者による評価の実施状況

			実施日	
第三者評価	1	あり	評価機関名称	
実施状況			結果の開示	
	0	なし		

20 重要事項説明の年月日

上記内容について、「大阪市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する 基準等を定める条例(平成25年大阪市条例第26号)」の規定に基づき、利用者に説明を 行いました。

事	所	在	压	大阪市城東区今福西六丁目 2番 33号
業	法 .	人	名	有限会社 あいあいサポートセンター
者	代 表	者	名	取締役 比留川 亜希代

事業	所名	きしゃぽっぽ			
説明	者氏名				
事業者から_	事業者から上記内容の説明を受け、内容に同意し交付を受けました。				
利田孝	住 所				
利用者	氏 名				
	·				
代筆者	住 所				
10半白	氏 名				
代理人	住 所				
10年八	氏 名				